

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 3 日

兵庫県東播磨県民局長
(加古川 県 税 事 務 所)

記

書 類 の 根 拠 法 令	送達を受けるべき者の 氏名	備 考
地方税法第177条の21 第6項の規定によりその例 によることとされている国 税徴収法131条	南 謙次	